

業務指示書

ホンジュラス国国道6号線地すべり防止計画準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年2月3日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 大野 忠伸 Ono.Tadanobu@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年2月8日 までにJICAホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：道路防災に係るO/D、B/D、D/D、S/V

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（業務主任／斜面对策工）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：斜面对策工に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ホンジュラス 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 地すべり動態観測】

- 1) 類似業務の経験：地すべり動態観測に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ホンジュラス 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年2月12日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
第3「5. 現地再委託」の(1)～(3)に係る経費
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- () 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(HNL1 = 5.765 円 , US\$1 = 120.300 円 , EUR1 = 131.900 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- (○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任／斜面对策工
地すべり動態観測

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

9.83 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年2月29日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
ホンジュラス国国道6号線地すべり防止計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	10.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	3.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任/斜面对策工	(40.00)	(18.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	9.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(18.00)
カ) 類似業務の経験	-	9.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 地すべり動態観測	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 事業の背景

ホンジュラスは、気候変動リスクの観点から世界で最も脆弱な国として位置づけられており、自然災害による経済損失はGDPの3.3%にのぼる(Global Climate Risk Index 2015; Germanwatch)。雨季には集中豪雨に伴う土砂災害が頻発し、道路網も大きな被害を受けていることから、特に主要幹線道路における自然災害に対する脆弱性の軽減及びそれを通じた交通・物流の安定的な移動の確保が喫緊の課題となっている。そのため、当国の国家開発戦略計画(2014年～2018年)では、道路ネットワークについて、自然災害に対する脆弱性軽減、移動コストの低減が開発目標の一つに掲げられている。以上の理由から、インフラ・公共サービス省(Secretario de Infraestructura y Servicios Públicos、以下「INSEP」という。)は、当国-ニカラグア間の物流における最重要幹線である国道6号線上の地すべり対策を最優先課題としている。中米地域自然災害に強いインフラ整備に

係る情報収集・確認調査(2015年6月)によると、国道6号線の日交通量は約4,000台と推定されており、今後も交通量の増加が見込まれている。しかしながら、国道6号線は山岳地帯を抜けるルートであり、落石、地すべり等の自然災害リスクが高く、災害が発生した場合には、長期の通行止めと、それに伴う大幅な迂回(国道1号線・国道5号線経由、約50km)による経済損失を強いられることになる。かかる状況の下、当国政府は、JICAが実施した情報収集・確認調査で明らかになった最も優先度が高い3か所の地すべり対策について、我が国に協力を要請した。

本事業は、我が国の対ホンジュラス共和国国別援助方針の重点分野「防災対策」の中で、「災害に強い社会づくりプログラム」に位置づけられる。また、2015年3月の第3回国連防災会議において採択された「仙台防災枠組」の優先行動であり、JICAが推進する強靱性に向けた防災への事前投資の拡大に合致する。なお、対ホンジュラス共和国JICA国別分析ペーパーにおいて「防災」が重点課題であると分析しており、本事業はこれら分析に合致する。これまでの当該分野における支援実績として、技術協力「中米広域防災能力向上プロジェクト」(2007年～2012年)、無償資金協力「首都圏地滑り防災計画」(2011年)、科学技術研究員派遣「テグシガルパ市首都圏における地すべりに焦点を当てた災害地質学研究」(2012年～2014年)が挙げられる。

2. 事業の概要

(1) 目標：

本事業は、ホンジュラスとニカラグアを結ぶ主要幹線である国道6号線において、地すべり対策工(3か所)を行い、自然災害への脆弱性の低減を図ることで、交通・物流の安定的な移動の確保に資するものである。

(2) 概要：

- i. 施設、機材等の内容：国道6号線上で優先度が高い3か所の地すべり対策工等
- ii. コンサルティングサービス/ソフトコンポーネントの内容：協力準備調査を通じて確認
- iii. 調達・施工方法：協力準備調査を通じて確認

(3) 対象地域 (サイト):

ホンジュラス国 国道 6 号線上の以下の 3 か所

- ・ Sta. 14+700 (Francisco Morazán 県 Tatumbla 市内)
- ・ Sta. 22+000 (El Paraíso 県 Morocelí 市内)
- ・ Sta. 63+000 (Francisco Morazán 県 San Antonio de Oriente 市内)

(4) 実施機関:

インフラ・公共サービス省

西語: Secretario de Infraestructura y Servicios Públicos=INSEP

英語: Ministry of Infrastructure and Public Services

3. 業務の目的

一般無償資金協力の活用を前提として、事業の背景、目的及び内容を把握し、効果、人的・技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本調査は、ホンジュラスで実施する「国道6号線地すべり対策計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICAがホンジュラス側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 現地調査の実施方法

本業務指示書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載すること。なお、本業務指示書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、プロポーザルに記載して提案すること。

(2) 現地調査の実施方法

本調査においては、下記のとおり計3回の現地調査と、地すべり動態観測調査の実施を想定する。なお、第2回を除く第1回・第3回の現地調査に際しては、JICAから調査団員を参加させる。

第1回現地調査: 雨季前に実施し、事業の背景・内容の確認、交通事情・道路現況の調査、モニタリング機器の設置、環境社会配慮調査を行う。

地すべり動態観測調査: 雨季中・雨季後に実施し、モニタリングを行うとともに、必要な技術の指導をC/Pを行う。

- 第2回現地調査： 雨季後に実施し、概略設計・概略事業費の積算・報告書案の作成等に必要な調査・協議・モニタリング結果を含む情報の収集を行う。
- 第3回現地調査： 報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得る。

(3) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で日本側関係者が出席する会議を開催し、随時関係者と内容を確認・協議する。なお、特に以下の2つの段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、内容を確認することとする。

1) 現地調査派遣前後

第1回・第2回現地調査の派遣時には、その結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

2) 報告書案説明調査派遣前後

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書(案)」に基づき、計画内容を確認する。

(4) 類似案件の情報収集及び既存資料の活用と過去の案件の確認

要請されている地すべり対策工の必要性・妥当性の検証等に当たっては、本指示書参考資料に挙げた「中米地域自然災害に強いインフラ整備に係る情報収集・確認調査ファイナル・レポート」、「ホンジュラス首都圏地すべり防止計画準備調査報告書」等既存資料を十分活用し、調査の重複を避ける。また、我が国及び他ドナーにより実施された既往の地すべり対策計画の経緯、進捗状況および事業から得られた教訓等を確認し、本事業計画に反映すること。特に、国道6号線上のSta. 12+500、Sta. 14+380、Sta. 16+300において世界銀行により実施された地すべり対策工は関連性が強いことから、参照すること。

(5) 地すべり動態観測

中米地域自然災害に強いインフラ整備に係る情報収集・確認調査では、2008年以降に地すべりが徐々に進行していることを確認している。本調査では、第1回調査で観測機器を設置し、調査期間全般に亘ってモニタリングを行い、進行状況を設計に反映する。なお、定期的に現地状況を確認し、必要な場合は観測機器の追加設置を行うこと。

(6) 技術指導・ソフトコンポーネントの検討

現地調査終了後も地すべり動態観測を継続するため、調査中からC/Pに対して技術指導を行うとともに観測機器をC/Pに引き渡す。更に、対策工完了後もモニタリングを続ける体制を構築できるようソフトコンポーネントを検討する。

(7) 必要な予備的経費の検討

要請されている地すべり対策工のプロジェクトサイトでは地すべりが徐々に進行

しており、本調査終了後の地すべりの進行により施工範囲が拡大する可能性がある。その場合、本調査で積算される概略事業費を超えた支出を行う必要が生じるため、このような可能性を考慮したうえで、この事業に適切と考えられる予備的経費率とその理由を提案する。予備的経費の制度については、JICAが2015年4月に策定した「予備的経費の支出等に係るガイドライン」を下記のウェブサイトから入手したうえで参照すること。

http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/sekisan_06.htm
|

(8) 環境社会配慮

本プロジェクトは、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)(以下、JICA環境ガイドライン(2010年4月))上に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため、カテゴリーBに分類される。

基本的には、住民移転等は発生せず、用地取得もその規模は限定的と考えられているが、本調査において詳細を確認する。

また、社会状況の把握として、対象道路沿線の貧困データ、ジェンダー関連データ等の既存資料を収集・整理する。

なお、第1回現地調査において、環境や社会への影響を確認した結果、カテゴリ分類が変更となる可能性がある。

(9) 施工中の道路運用に対する検討

対象道路はホンジュラスとニカラグアを結ぶ主要幹線であること、対象道路が通行止めになった場合には大幅な迂回(約50km)を強いられることから、施工中も可能な限り既存交通を阻害しないよう、その影響を最小限にとどめるような施工計画を検討する。

(10) 定量的指標の設定

地すべり等の滑動の抑制によるリスク低減、交通遮断による経済損失、道路災害による通行止め箇所数、通行止め日数等、本事業により期待される成果を定量的指標として示すことが出来るよう検討する。

(11) 安全対策等に関する配慮

本事業は、施工時の安全対策上の注意が必要な案件であり、本業務において相手国の法律・基準を確認するとともに、「ODA建設工事安全管理ガイダンス」(以下、「安全管理ガイダンス」)の趣旨を踏まえて準備調査を行い、先方政府の理解の獲得を図る。施工計画の策定に際して、工事中の安全及び治安の確保について、安全管理ガイダンスの安全施工技術指針に留意するとともに、ホンジュラス国の他案件の事例も踏まえて必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。

(12) 設計・積算の実施

本業務において設計・積算を行うに当たっては、2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル」(補完編・別冊を含む)(以下、設計・積算マニュアル)

に基づく。同マニュアルには、代表的なセクターの標準的な内容が示されているので、本案件の特性と求められる水準に配慮しながら、設計及び積算に必要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関連する資料（設計総括表、積算総括表等）の作成を行う。

（13）報告書・提出物等の作成

報告書・提出物等の作成にあたっては「無償資金協力にかかる報告書作成のためのガイドライン」（2015年4月改訂版）（以下、無償報告書ガイドライン）を参照することとする。同ガイドラインのデータについては、下記ウェブページから入手すること。
http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/index.html

（14）ジェンダー配慮

先方のジェンダー配慮への意識改革を促すために、効果発現におけるジェンダーの視点を入れた検討を行う。例えば最低限、施工段階での男女間の同一労働同一賃金の確保や女性労働者向けのトイレ等労働環境整備配慮等、積極的に議論、導入・配慮に努めること。

（15）免税方法の確認

我が国の無償資金協力は制度上全ての税が免除されることとなっているため、個々の税に対して発注者・財務当局・税務当局のすべての当事者間で合意がとられているか確認する。その際には、免税の方法についても確認し、実務上免除が困難である税があった場合には整理を行う。

6. 業務の内容

（1）インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

（2）インセプション・レポートの説明・協議

JICAが派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

（3）事業の背景・経緯の確認

- 1) ホンジュラスにおける道路整備事業に係る上位計画（道路ネットワークについて、自然災害に対する脆弱性軽減、移動コストの低減が開発目標の一つに掲げている、当国の「国家開発戦略計画」（2014-2018）を含む。）を確認する。
- 2) 本事業要請の経緯と内容を確認する。
- 3) 本事業に関連する我が国、及び他ドナーや国際機関の援助動向、事業内容および彼らの保有する道路建設事業の教訓等を確認する。

(4) 事業の実施体制の確認

事業実施機関である INSEP の組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準等を調査し、本事業の実施機関として、その体制に問題がないか確認する。

(5) サイト状況調査

1) 地すべり箇所現況調査

対象地域において、変動計測調査、聞取り調査、既存資料の分析等により、対象地域・道路の現況を把握する。なお、単に道路を中心とした狭い範囲の施設状況や土地利用の調査を行うだけではなく、広い範囲での沿道の自然状況（植生等）、湿地帯等の存在も調査する。また、最終的には、自然条件調査の情報（調査箇所、調査内容等）も加え、測量で得られる地形図に映像情報とともに取りまとめ、可能な限り現況情報を網羅したものとする。また、実施段階での情報の更新、及び入札図書の一部とすることも考慮する。また、地すべり対策工に伴う技術的な課題、用地取得上の課題、コスト等を整理し検討を行う。

2) 地すべり箇所動態調査

中米地域自然災害に強いインフラ整備に係る情報収集・確認調査では、2008年以降に地すべりが徐々に進行していることを確認している。本調査では、斜面对策工の方法や範囲等を確定させるため、変動計測調査を実施する。この調査では、第1回調査で観測機器を設置し、調査期間全般に亘ってモニタリングを行い、進行状況を設計に反映する。なお、定期的に現地状況を確認し、必要な場合は観測機器の追加設置を行うこと。（別紙1参照。）

3) 自然条件調査

本調査にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、地すべり対策工実施予定区間において、別紙2に示す自然条件調査（現地踏査、地形調査、地下水調査、地層分布及び力学試験調査、および採取した試料の各種試験など）を行う。この調査の結果と地すべり箇所現況調査、地すべり箇所動態調査の結果を合わせて、地すべり活動範囲・地すべり活動の危険度・地すべり滑動方向・速度、滑落の有無、すべり面の位置、地すべり活動とその誘因の相互関係を把握し、可能な範囲で適切な対策工を提案する。本件については、現地再委託にて実施することを認めることとし、具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。また、上記項目以外に必要なと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案すること。

4) 交通量調査・将来交通量推計

対象地域の交通状況を把握するとともに、将来交通需要予測及び事後評価に必要な基礎データを整理するため、既存の交通情報・データを入手するとともに、交通量調査を実施する。調査については、曜日変動、季節変動、

及び道路供用後の転換交通量を反映できる調査を計画し実施する。また調査結果及び対象地域の開発計画、道路整備計画、インフラ整備計画を踏まえ、将来交通量を予測する。また、この際に貨物量・人流量も推計できるように対応する。交通量の需要予測に使用するパラメータについては、道路の通過する地域の土地利用、広域的な道路ネットワークや道路密度等を十分検討し、安全率を見込んだ適切なパラメータを検討の上随時 JICA に協議することとする。具体的な調査項目（調査内容、調査手法、数量等）は、コンサルタントがプロポーザルで提案すること。なお、本調査は現地再委託又は調査補助員の活用を認める。

(6) インテリム・レポートの説明・協議

第 1 回現地調査結果及びその後の国内解析を踏まえたインテリム・レポートを作成し、JICA との協議を行ったうえで第 2 回現地調査時にホンジュラス側に説明し、内容につき合意を得る。このレポートにおいては事業スコーピング案を提示すること。

(7) 環境社会配慮

1) JICA 環境ガイドライン(2010 年 4 月)に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドライン(2010 年 4 月)〈参考資料〉の環境チェックリスト案を作成する。

2) 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

- ①ベースとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等)の確認
- ②相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - ア 環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等
 - イ JICA 環境ガイドライン(2010 年 4 月)との乖離及びその解消方法
 - ウ 関係機関の役割
- ③スコーピング(事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施
- ④影響の予測
- ⑤影響の評価及び代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討
- ⑥緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- ⑦環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)(案)の作成
- ⑧予算、財源、実施体制の明確化
- ⑨ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議内容等)
- ⑩簡易住民移転計画の策定支援(本調査の中で必要と判明した場合)

(8) 運輸交通セクターに関連する法令や基準、設計・施工条件の確認、

運輸交通及び関連インフラに関する法令・基準・設計条件を確認する。施工計画・積算の必要精度を確保するため、ホンジュラス側関連機関と十分な協議・調整を行い、施工計画の条件(作業可能時間、通行止め及び交通規制計画、移設の

可否等)を確認・整理する。

(9) 先方政府、他ドナー及び民間事業者等の実施する関連事業の動向、道路整備実績、道路設計と施工、現況確認、各種教訓の確認

地すべり対策工を検討するに当たり、自然条件や土地利用条件、及び交通条件の類似した事業に採用されている地すべり対策工法の資料を入手する。また、カウンターパート機関等の類似事業担当や関係するコンサルタントに対し、設計時、施工時、維持管理夫々の時点での課題、問題点、及び解決方法等についてヒアリング等の情報収集を実施し、これらの情報を計画に反映させる。

(10) 調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコンの技術レベル等）

本事業で必要となる資機材（骨材、コンクリート、建設機材等）、労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。なお、調査期間や費用に限りがあることから、現地カウンターパート、材料調達事情に精通した現地コンサルタント等から情報を入手した後、必要な調査と試験を効率的に行う。調査及び試験の結果、材料調達にリスクがあることが判明した場合は、そのリスクを報告書に記載するとともに、実施段階での再調査を提案するものとする。

サブコンの技術レベルは品質確保や事業費の積算に極めて重要であるため、可能な限りサブコンが施工した施設の調査を行い、その工事工程についても情報を集め、サブコンの技術レベルを慎重に判断する。

(11) 事業内容の計画策定

上記調査及び JICA との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）（以下、設計・積算マニュアル）を参照して設計総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2) 基本計画（地すべり対策工の基本的仕様）

上記を踏まえ、本事業として計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。なお仕様に関しては、自然条件調査等を元にしつつ施工および維持管理に係るコスト等を勘案し、複数の代替案を設定し、比較検討を行った上で最適案を提示する。

3) 概略設計図

4) 施工計画

- ・ 施工方針
- ・ 施工上の留意事項
- ・ 施工区分（先方負担工事との区分）
- ・ 施工監理計画

- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 実施工程

なお、施工計画の検討にあたっては、既存交通への影響評価、交通規制計画、影響軽減対策についても検討する。

基本計画についてはホンジュラス側関係機関に十分に説明・協議し、同機関の合意を得た上で、概略設計の対象とする地すべり対策工を決定する。なお、ホンジュラス側関係機関への説明は、検討の内容が一方的な提案とならないよう十分な合意形成を行い、実現可能な内容となるよう留意する。

(1 2) 相手国側負担事項の整理

相手国側負担事項（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか、現地で調達する資材や業者へはどのような税金が含まれ、免税をどのような方法において実現するのかを詳しく調査する。なお、下請け業者等の税金が技術的にどうしても分離できない場合には、その理由を詳しく調査する。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報はDD時にさらに精査・更新されていくものである。

免税情報は事務所にて蓄積していくことが望ましいために、調査開始時点で事務所と協議し、情報収集と情報アップデートについて事務所と合意する。調査終了時には必ず事務所へ報告する。

(1 3) 事業の維持管理計画策定

地すべり対策工の維持管理について、人的リソース、保有機材を含む技術力、財政状況などを確認したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。また、それら業務の実施体制・方法を検討する。

(1 4) 事業の概略事業費

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費、及び事業の維持管理費の概略事業費を積算する。積算にあたっては、それが無償資金協力の事業費に採用されることや、入札予定価格の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過大・過小のない適正な「積算」としなければならない。

積算に当たっては、設計・積算マニュアルを参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、上記マニュアルの補完編を参照して積算を行う。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2015年4月改訂版）」（以下、無償報告書ガイドライン）に記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

3) 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成し、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

ア. 実施時期

イ. 事業費（総事業費及び内訳）

ウ. 概略の仕様

エ. 入札方法（PQ基準、国際入札／国内入札等）

オ. 契約条件（総価方式／BQ方式、支払い条件（履行保障の有無等）等）

カ. 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

4) 予備的経費

本案件に関する予備的経費の計上について、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを機構に提供する。機構が算定した予備的経費率を概略事業費に反映させる。

ア. 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）

イ. 工事量変動にかかるリスク

ウ. 自然条件にかかるリスク（洪水、降雪等）

エ. 現地政府のガバナンスにかかるリスク

オ. 治安状況にかかるリスク

(15) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えられとされる留意事項を整理する。

(16) 詳細設計実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(17) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

(18) 事業の評価

事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。

なお、本事業については、定量的指標として、地すべり等の滑動の抑制によるリスク低減、交通遮断による経済損失、道路災害による通行止め箇所数、通行止め日数等を想定している。

(19) 準備調査報告書（案）の作成

調査全体を通じ、その結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、内容についてJICAと協議する。

(20) 事業概要の本邦企業への説明

先方政府関係者との説明・協議前に本邦企業（OCAJI等の業界）へ事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情といった、事業実施に重要なポイントの成果を説明する。企業側から質問等が出た場合にはJICAと対応を協議する。

(21) 準備調査報告書（案）の説明・協議

概略事業費を含む上記準備調査報告書（案）をホンジュラス政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(22) 準備調査報告書等の作成

ホンジュラス政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) デジタル画像集
- 5) 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(7)から(11)を成果品とする。

なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- | | |
|------------------|---------|
| (1) 業務計画書 | : 和文3部 |
| (2) インセプション・レポート | : 和文8部 |
| | : 西文10部 |
| (3) 第一回現地調査結果概要 | : 和文10部 |
| (4) インテリム・レポート | : 和文10部 |
| | : 西文10部 |

- (5) 第二回現地調査結果概要 : 和文10部
- (6) 準備調査報告書(案) : 和文10部
: 西文10部
- (7) 概略事業費(無償)積算内訳書 : 和文2部
(※コスト縮減検討資料、事業費ドナー比較資料を含む。)
- (8) 概要資料 : 和文1部及びCD-R1枚
(※完成予想図を含む。)
- (9) 準備調査報告書 : 和文(製本版)8部及びCD-R1枚
(※完成予想図及び
進捗報告書初版を含む。) : 西文(製本版)18部及びCD-R3枚
: 和文(簡易製本版)3部及びCD-R1枚
- (10) デジタル画像集 : CD-R2枚(デジタル画像40枚程度)
- (11) 進捗報告書(Project Monitoring Report)の初版

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (5) については設計・積算マニュアル補完編を、その他については無償報告書ガイドラインを参照することとする。

注3) 準備調査報告書(和文:製本版)には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書(和文:簡易製本版)を作成する。

注4) 報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2014年11月)」を参照する。

注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

本調査は、2016年3月に開始し、2017年6月の終了を目途とする。第1回現地調査については 雨季前に実施する必要があることから、2016年4月に実施する。第2回現地調査は雨季後に実施する必要があることから、同年11月～12月に実施する。第3回調査については、2017年4月ごろに実施することを想定している。地すべり動態観測調査については、雨期中(5月～10月)に2回、雨期後に第2回・第3回現地調査の時期に合わせる形で2回行うことを想定している。

項目	2016年												2017年			
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
事前準備	□															
第一回現地調査		■														
地すべり動態観測				■				■			■			■		
国内解析		▬														
第二回現地調査			← 雨 期 →								■					
国内解析											▬					
概略設計 ドラフト説明 (DOD)															■	
国内整理																▬
第一回・第二回現地調査結果概要提出			△									△				
インタビュー・レポート、準備調査報告書（案）提出									△					△		
概略設計概要資料提出															△	
最終報告書提出																▲

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途：約 26.4M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

- 1) 業務主任／斜面对策工（2号）
- 2) 地すべり動態観測（3号）
- 3) 構造物設計
- 4) 自然条件調査
- 5) 調達事情／積算／施工計画
- 6) 環境社会配慮
- 7) 業務調整／斜面对策補助

注) 業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

3. 配布資料／関連資料

(1) 配布資料

- ・カテゴリ B 案件報告書執務要領
- ・JICA 国別分析ペーパー（ホンジュラス）
- ・中米地域自然災害に強いインフラ整備に係る情報収集・確認調査

(2) 関連資料

関連資料としてホンジュラス共和国 首都圏地すべり防止計画準備調査が JICA 図書館及び JICA ナレッジサイトにて閲覧可能です。

(掲載場所：<http://www.jica.go.jp/oda/project/1160380/index.html>)

4. JICA からの参加団員の構成と現地調査行程（案）

(1) 第 1 回現地調査

- 1) 団員構成：総括、計画管理
- 2) 調査行程：約 10 日間
- 3) 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本調査方針および無償資金協力制度を確認し、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。

(2) 第 3 回現地調査

- 1) 団員構成：総括、計画管理
- 2) 調査行程：約 10 日間
- 3) 目的：準備調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。

(3) 通訳

本業務には通訳（西語）の配置を認める。ただし、経費は直接費のみとする。ま

た、日本から参团する通訳団員に加え、現地での通訳備上も必要に応じ認める。備上を希望する場合は、必要経費を見積書に記載すること

5. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める。コンサルタントは、業務内容を勘案の上、効率性、経済性を考慮した効果的な配置についてプロポーザルにて提案すること。なお、これら調査については別見積もりとする。

- (1) 地すべり動態観測
- (2) 交通量調査
- (3) 自然条件調査

現地再委託先の委託業者は、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2012年4月）」に則り選定及び契約し、委託業者の業務遂行に関して適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

なお、ホンジュラス国内に現地再委託可能な業者がない場合に限り、本邦又は第三国の機関・コンサルタント・NGO等に再委託することも認める。ただし、本邦又は第三国に再委託する場合はその必要性・妥当性・経済性を十分に検討すること。

6. 調査補助員

また、下記調査は、現地再委託に限らず、調査補助員を活用した直営による実施も選択肢として検討し、最適な方法をプロポーザルにて提案すること。

- (1) 交通量調査の実施または補助、データ整理、分析
- (2) 水理・水文、気象調査に係る資料収集等
- (3) 環境社会配慮調査にかかる現地調査、資料収集等

7. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、JICAは本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「プロポーザル作成ガイドライン」の様式-2および様式-3を準用した表を添付する。

(2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(3) 調査用機材の調達

コンサルタントは、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案し、

見積もりに含めること。本邦から携行するコンサルタント所有機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

(4) 複数年度契約

本調査については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(5) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA ホンジュラス事務所、在ホンジュラス日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地の治安状況、移動手段について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。

(6) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(7) 語学

西語が出来ればなお望ましいので、西語資格証書等があれば写しを添付すること。

以上

ホンジュラス国国道6号線地すべり対策計画準備調査にかかる
地すべり動態観測調査仕様書

1. 目的

斜面对策工の方法や範囲等を確定させるため、必要な範囲について地すべり動態観測調査を行う。雨季前には地すべり動態観測機器を設置し、調査期間全般に亘ってモニタリングを行い、進行状況を設計に反映する。なお、定期的に現地状況を確認し、必要な場合は観測機器の追加設置を行うこと。

中米地域自然災害に強いインフラ整備に係る情報収集・確認調査にて2. に示した地すべり動態を確認しているため、これに留意するものとする。尚、同調査でも対策工案が提案されているので、必要に応じて参照されたい。加えて先方方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な地すべり動態観測調査のうち本業務期間終了後に行うものは実施機関が継続して行うことを協議の中で提案することとする。このため、調査中から技術指導を行うとともに機器を実施機関に引き渡す。本業務期間中に必要となる動態観測調査は、本業務の中で行うこととする。

2. 中米地域自然災害に強いインフラ整備に係る情報収集・確認調査で確認された地すべり動態

(1) 国道6号線 Sta. 14.7km

被災状況および被災予測：

道路に沿って幅60m、道路谷側方向へ延長150m程度の地すべりが発生している。道路は地すべりの頭部を通過している。

(2) 国道6号線 Sta. 22.0km

被災状況および被災予測：

道路延長方向の幅100mに渡り地すべりによって道路が沈下している。また、起点側の横断管箇所でも路面沈下が確認される。

(3) 国道6号線 Sta. 63.0km

被災状況および被災予測：

道路谷側路肩を頭部とし、道路に沿って幅30m、道路谷側方向へ90m程度の地すべりが発生している。この地すべりは、幅80mまで拡大する可能性が高い。国道6号は地すべりの頭部を通過している。

3. 調査内容

調査目的	： 斜面对策工の方法や範囲の検討に必要な地すべり動態を把握する
調査位置	： 施工予定区間とその周辺
調査内容	： 降雨量・ひずみ累積変動量・すべり面の種別及び活動性等
実施方法	： 直営または現地再委託（必要に応じ調査補助員の備上を認める）
成果品	： 観測記録、分析結果等

本調査の結果と、別紙2に示す自然条件調査（現地踏査、地形調査、地下水調査、地層分布及び力学試験調査、および採取した試料の各種試験など）の結果を活用して、地すべり活動範囲・地すべり活動の危険度・地すべり滑動方向・速度、滑落の有無、すべり面の位置、地すべり活動とその誘因の相互関係を把握し、可能な範囲で適切な対策工を提案すること。

(別紙2)

ホンジュラス国国道6号線地すべり対策計画準備調査にかかる
自然条件調査仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本業務を行う上で必要な精度を確保するため、事業サイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計、据付計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本業務の中で行うことを原則とする。ただし、本業務の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本業務で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

2. 調査項目

(1) 地下水位調査

調査目的	: 地すべり対策工の検討に必要な地下水位の特性を把握する
調査位置	: 施工予定区間とその周辺
調査内容	: 地下水検層・地下水追跡・電気探査・地温調査・水質調査等
実施方法	: 直営または現地再委託（必要に応じ調査補助員の備上を認める）
成果品	: 観測記録、分析結果等

(2) 現地踏査、地形測量

調査目的	: 地すべり対策工設計および施工に必要な地形・河川・植生等の情報を把握する
調査位置	: 施工予定区間とその周辺
調査内容	: 平板、基準点、中心線、横断、縦断、平面等の各種測量
実施方法	: 直営または現地再委託
成果品	: 地形図、縦横断図等

(3) 地層分布及び土質試験調査

調査目的	: 地すべり対策工設計および施工に必要な地質の状況を把握する
調査位置	: 施工予定区間とその周辺
調査内容	: ボーリング、サウンディング、標準貫入試験、せん断試験、孔内載荷試験等
実施方法	: 直営または現地再委託
成果品	: 地層分布図・地質調査報告書等

(4) 気象調査及び水理・水文調査

調査目的	: 地すべり対策工の検討に必要な気象・河川の特性を把握する
調査位置	: 施工予定区間とその周辺
調査内容	: ヒアリング・現地踏査等による既存データ・資料の収集、河川水位、河床変動、流量、流速、降水量等
実施方法	: 直営または現地再委託（必要に応じ調査補助員の備上を認める）
成果品	: 観測記録、分析結果等